

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護重要事項説明書

1 介護老人保健施設 葵の園・柏たなか概要

(1) 提供できるサービスの種類

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護施設サービスおよび付随するサービス

(2) 施設の名称および所在地等

施設名称	介護老人保健施設葵の園・柏たなか
所在地	千葉県柏市小青田1丁目3番地3
法人名	医療法人社団 葵会
代表者名	理事長 新谷幸義
電話番号	04-7134-1001
サービスの種類	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護サービス

(3) 施設の職員体制

職 種	常 勤	非 常 勤	夜 間	業 務 内 容 (例)
医 師	1			医学的管理
看護職員	10以上		1	医学的管理に基づく看護
介護職員	25以上		3	介護に関する全般
理学・作業療法士	2以上			リハビリテーション
支援相談員	1以上			利用者および扶養者との相談・指導等
薬 剤 師	業務委託			調剤および薬学的管理
管理栄養士	1			栄養管理および食品の安全衛生管理
介護支援専門員	1以上			施設ケアプランの作成
事務職員	必要数			施設内の庶務・総務
その他				施設内の環境整備等

(4) 施設の設備の概要

定 員		100名		
居室	個 室	100室（10ユニット 各10名）	診察室	1室
浴 室		一般浴室と特殊浴室があります。	機能訓練室	2室
			食堂兼談話室	10室

2 利用料金

①基本料金

* 柏市地域加算（6級地）10.27が加算されております

- ・施設サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

基本型			
	1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	¥641	¥1,282	¥1,923
要支援 2	¥811	¥1,621	¥2,431
要介護 1	¥859	¥1,718	¥2,576
要介護 2	¥907	¥1,814	¥2,721
要介護 3	¥974	¥1,948	¥2,921
要介護 4	¥1,030	¥2,061	¥3,091
要介護 5	¥1,085	¥2,169	¥3,254

在宅強化型			
	1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	¥699	¥1,397	¥2,095
要支援 2	¥869	¥1,738	¥2,607
要介護 1	¥931	¥1,861	¥2,792
要介護 2	¥1,010	¥2,019	¥3,029
要介護 3	¥1,077	¥2,153	¥3,229
要介護 4	¥1,136	¥2,272	¥3,408
要介護 5	¥1,197	¥2,393	¥3,590

※介護保険負担割合証に準じた請求額となります。

②食費

- ・利用者負担の段階により以下の内容になります。

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要支援1・2 要介護1～5	300円/日	600円/日	1,000円/日	1,300円/日	2,150円/日

③居住費 〈ユニット〉

- ・利用者負担の段階により以下の内容になります。

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要支援 1・2 要介護 1～5	880円/日	880円/日	1,370円/日	1,370円/日	2,500円/日 (2,600円/日)

各加算	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)	単位
夜勤職員配置加算	¥25	¥50	¥74	/日
個別リハビリテーション加算	¥247	¥493	¥740	/回
認知症行動・心理症状緊急対応加算	¥206	¥411	¥617	/日
緊急短期入所受入加算	¥93	¥185	¥278	/日
若年性認知症利用者受入加算 (要介護者)	¥124	¥247	¥370	/日
(要支援者)	¥124	¥247	¥370	/日
重度療養管理加算	¥124	¥247	¥370	/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	¥35	¥70	¥105	/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	¥48	¥95	¥142	/日
送迎加算 (片道につき)	¥189	¥378	¥567	/日
療養食加算	¥9	¥17	¥25	/食
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	¥4	¥7	¥10	/日
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	¥5	¥9	¥13	/日
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	¥103	¥206	¥309	/月
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	¥11	¥21	¥31	/月
口腔連携強化加算	¥52	¥103	¥154	/月
緊急時施設療養費	¥525	¥1,050	¥1,575	/日
総合医学管理加算 10日間限度	¥283	¥565	¥848	/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	¥23	¥46	¥68	/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	¥19	¥37	¥56	/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	¥7	¥13	¥19	/日
業務継続計画未実施減算	所定単位-3%			
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位-1%			
介護職員特定処遇改善加算 (Ⅰ) 又は (Ⅱ) ※1	総単位数 (基本サービス、各種加算) × 2.1% 又は 1.7%			
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) ※2	総単位数 (基本サービス、各種加算) × 3.9%			
介護職員等ベースアップ等支援加算 ※3	総単位数 (基本サービス、各種加算) × 0.8%			
介護職員等処遇改善加算 ※4	総単位数 (基本サービス、各種加算) × 7.5%			

※1、※2、※3につきましては、令和6年5月31日迄となり、※4が令和6年6月1日より改正し適用されます。

・上記以外にも別途加算がかかることがあります。

3 その他の料金

- ・日用品費 255円
(石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオル等の費用です)
- ・教養娯楽費 102円
(レクリエーションやクラブ活動等に参加した場合にかかる費用です)
- ・文書作成料 入所証明書および利用料金等に係る証明 3,300円 (税込)
各種診断書及び医師の証明が必要なもの 5,500円 (税込)
- ・理美容代 実費 (サービス内容による)
- ・健康管理料 実費 (インフルエンザ予防接種等に係わる費用)
- ・洗濯代 (業者依頼) 110円/枚
(ご希望の方は別途申込んでいただきます)
- ・洗濯込衣類リース (業者依頼) 1,429円 × 日数 × 1.1 (消費税)
(ご希望の方は別途申込んでいただきます)
- ・電気代 220円/日 (税込)

○ 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求書を郵送いたします。支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法により、入金の確認後受領書を発行いたします。

4 入退所の手続

(1) 入所手続

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続

① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の前日午後5時までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の医療機関または介護保険施設・介護福祉施設等へ入院・入居した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）に認定された場合（この場合、所定の期間の経過を持って退所していただくことになります。）
- ・利用者がお亡くなりになった場合

③その他

- ・利用者が、サービス利用料金のお支払いを正当な理由なく30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが事業者やサービス従業者または他の入所者に対して本契約をしがたいほどの背信行為を行った場合。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合。

このいずれかの場合は30日間の予告期間において文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があったときは、実費を請求します。

5 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ・利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
- ・利用者が可能な限り居宅における生活への復帰が出来ることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、医学的管理下における看護、介護、必要な医療、機能訓練および日常生活上の支援を行います。
- ・地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者および他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	○	
異性による身体介助	○	入浴・排泄介助を含む介護全般
従業員への研修の実施	○	年1回以上実施しています
サービスマニュアルの作成	○	
身体的拘束	×	※身体保護のため緊急やむを得ない場合のみ有

(3) 施設利用にあたっての留意事項

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| ①面会 | 午前9時から午後5時30分までとします。 |
| ②飲酒・喫煙 | 原則として禁止とさせていただきます。 |
| ③設備・備品の利用 | 定められた場所で注意をもって正しく使用してください。 |
| ④私物の持ち込み | 品物によって制限させていただく場合があります。 |
| ⑤貴重品の持ち込み | 原則としてお断りいたします。 |
| ⑥宗教活動 | お断りいたします。 |
| ⑦ペットの持ち込み | お断りいたします。 |
| ⑧飲食物の持ち込み | 医師、看護師にご相談ください。 |
| ⑨お心遣い | 利用者又はご家族からの物品、金銭の授受はお断りいたします。 |
- ※面会及びお持ち込み等は感染防止対策により都度変更となる場合がございます。

6 業務継続計画

感染症や自然災害時において早期の業務再開を図るため、必要な措置を講じます。

- ① 業務継続計画の策定
- ② 業務継続計画の従業員への周知と研修及び訓練の実施 入職時＋年2回以上
- ③ 業務継続計画の見直し、必要に応じた変更

7 衛生管理、感染症対策

設備等の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。

感染症又は食中毒の発生又はまん延防止のための必要な措置を講じます。

- ① 対策を検討する委員会の開催及び従業員への周知 3月に1回以上
- ② 感染対策担当者の設置
- ③ 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備
- ④ 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための研修、訓練の実施 入職時＋各年2回以上

8 事故発生の防止

事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。

- ① 事故発生の防止のための指針の整備
- ② 事実の報告及びその分析を通じた改善策について従業員への周知
- ③ 事故発生の防止のための委員会の開催
- ④ 事故発生の防止のための研修の実施 入職時＋年2回以上
- ⑤ 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者の設置

9 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止する措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置及び従業員への周知
- ② 虐待の防止のための指針の整備
- ③ 虐待の防止のための研修 入職時＋年2回以上
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

1 0 身体拘束等の適正化

入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動を制限する行為はいたしません。身体拘束の適正化を図るため以下の措置を講じます。

- ① 対策を講じる委員会の開催及び従業員への周知 3月に1回以上
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- ③ 身体的拘束等の適正化のための従業員への研修 入職時＋年2回以上

1 1 ハラスメント

利用者及び家族から従業員へのハラスメント行為により信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス提供の中止や契約を解除させていただくことがあります。

1 2 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師により必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

1 3 非常災害対策

- ① 防火教育および基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
- ② 利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上
- ③ 非常災害設備の使用方法的徹底 随時

1 4 ワクチンの接種

集団感染防止の為、冬場に入所されている利用者にインフルエンザワクチンを接種いたします（有料）。

1 5 サービス内容に関する相談・苦情

- ① 当施設ご利用者相談・苦情担当
虐待防止・ハラスメントに関する窓口
担当 支援相談員・介護支援専門員 電話：04-7134-1001
- ② その他
当施設以外に、行政の相談・苦情窓口等でも受け付けています。
千葉県国民健康保険連合組合 電話：043-254-7318
柏市 保健福祉部 高齢者支援課 電話：04-7167-1111

1 6 協力医療機関等

- ① 協力医療機関 柏たなか病院
住所：千葉県柏市小青田一丁目3番地2
電話：04-7131-2000
- ② 協力歯科医院 手島歯科医院
住所：千葉県野田市尾崎846-15
電話：04-7129-2020

1 7 当法人の概要

- ① 名称・法人種別 医療法人社団 葵会
- ② 代表者役職・氏名 理事長 新谷 幸義
- ③ 本部所在地・電話番号 千葉県柏市小青田1-3-12
電話：04-7136-8008

介護老人保健施設入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者	事業所番号	1252180081
所在地	千葉県柏市小青田1丁目3番地3	
名称	医療法人社団葵会	
	介護老人保健施設葵の園・柏たなか	
代表者名	理事長	新谷幸義
		印

説明者氏名	印
-------	---

上記内容の説明を受け、了承しました。また、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

利用者	印
保証人（代理人・後見人）	印

平成30年4月1日	改正
平成30年8月1日	改正
令和元年5月1日	改正
令和元年10月1日	改正
令和2年3月31日	改正
令和3年4月1日	改正
令和4年10月1日	改正
令和6年4月1日	改正